

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

保 存	10年(平成39年3月31日まで)
有 効	平成39年3月31日まで
開庁準備室	
企画第二係	

佐賀県警察本部長

佐賀南警察署と佐賀北警察署の境界について（通達）

平成29年4月1日に開庁する佐賀南警察署と佐賀北警察署の管轄区域については、佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第19号）により規定されているが、佐賀市内における警察活動を円滑かつ適正に推進するため、佐賀南、佐賀北両警察署の境界に関し必要な事項を下記のとおり定めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 運用開始日

平成29年4月1日

2 境界の位置

佐賀南警察署と佐賀北警察署の境界は、その場所に応じて次のとおりとする。

(1) 道路

道路における境界は、道路が東西に通じる場合はその南端、南北に通じる場合はその東端とし、歩道及びのり面は当該道路に含むものとする。

なお、当該道路上の交差点における境界は、横断歩道がある場合は、横断歩道の外側端とし、横断歩道がない場合は、当該道路の境界を結ぶ線とする。

(2) 河川

河川における境界は、河川中央とする。

(3) 鉄道敷地

線路等の鉄道敷地における境界は、九州旅客鉄道株式会社が管理する敷地南端と

する。

3 境界位置の例外

(1) 道路における例外

次に掲げる道路の境界は、その西端とする。

ア 佐賀市巨勢町大字修理田925番地北方の道路

イ 佐賀市駅前中央一丁目1番1号東方の道路

ウ 佐賀市天神二丁目1番36号西方の道路

エ 佐賀市鍋島町大字森田2220番地南方の道路

(2) 交差点における例外

佐賀市兵庫町大字瓦町1194番地1南方の曲里交差点の境界は、交差点西側の歩道の外側端及びその延長線とする。

4 境界上に工作物がある場合の措置

境界上に橋や水門、建物等の工作物がある場合は、当該境界に応じて、それぞれの警察署が管轄するものとする。ただし、当該工作物に住居表示がある場合は、境界に関わらず、当該住居を管轄する警察署が、当該工作物（囲じょう地を含む。）の全てを管轄するものとする。

5 境界上で事案が発生した場合の措置

境界上で発生した事案は、原則、その境界の東側又は南側を管轄する警察署が処理するものとする。ただし、事案の状況その他の事情等により、前段によらない場合がその後の処理等において合理的かつ効果的であると認められるときは、当該警察署間の協議により処理する警察署を決定することができるものとする。

6 例外の申請

(1) 佐賀南警察署長及び佐賀北警察署長は、道路環境の変化等により、本通達に定める境界を変更する必要があると認める場合は、当該警察署間で協議の上、警察本部長に境界の例外の新設、変更又は廃止を申請することができる。

(2) 申請は、境界位置の例外申請書（別記様式）により、警務部警務課を通じて行うものとする。